

福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方
検討会議設置要綱

平成27年6月12日
27福保高計第126号

(目的)

第1条 福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置し、東京都長期ビジョン及び第6期東京都高齢者保健福祉計画で示された東京の現状と将来像を踏まえ、東京にふさわしい地域包括ケアシステムの在り方を検討することにより、都の新たな施策形成につなげ、もって福祉先進都市・東京の実現を図る。

(検討事項)

第2条 検討会議は、東京の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築に関する次の事項を検討する。

- (1) 医療・介護の提供体制に関すること。
- (2) 効果的な介護予防及び支え合う地域づくりの手法に関すること。
- (3) 高齢者の多様なニーズに応じた住まいの確保と住まい方に関すること。
- (4) その他地域包括ケアシステムの構築に関すること。

(構成)

第3条 検討会議は、学識経験のある者、医療関係団体に所属する者、区市町村の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱する委員で構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成27年7月8日から平成28年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 検討会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長は、副委員長を2名まで指名することができる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する副委員長がその職務を代行する。

(招集等)

第6条 検討会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、第3条に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事)

第7条 検討会議における調査・研究の充実及び効率化を図るため、委員のほかに幹事を置く。

- 2 幹事は、福祉保健局長が任命する。
- 3 幹事は、検討会議に出席し、調査・検討に必要な情報を提供する。

(会議の公開)

第8条 検討会議は、報道関係機関に公開で行う。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、公開又は非公開とすることができる。

- 2 会議資料及び議事録は、公開する。

(報告)

第9条 検討会議は、検討を終了したときは、その結果について福祉保健局長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、福祉保健局高齢社会対策部計画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。